

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行

(当日が休日
のときは、翌
日の翌日)

目 次

◇規 則 鳥取県事務処理権限規則の一部を改正する規則 (職員課)

公布された規則のあらまし

◇鳥取県事務処理権限規則の一部を改正する規則

- 一 条例の新設に伴う改正
 - 1 輸入促進地域における不動産取得税の不均一課税に関する条例に基づく知事の権限に属する事務を県税事務所長の委任決裁事項とすることとした。
 - 2 鳥取県立米子コンベンションセンターの設置及び管理に関する条例に基づく知事の権限に属する事務のうち、米子コンベンションセンターの利用許可等を観光課長等の専決事項とすることとした。
 - 3 鳥取県立夢みなとタワーの設置及び管理に関する条例に基づく知事の権限に属する事務のうち、夢みなとタワーの利用許可等を観光課長等の専決事項とすることとした。
- 二 法令等の改正に伴う改正

- 1 鳥取県営鳥取空港の設置及び管理に関する条例に基づく知事の権限に属する事務のうち、鳥取空港の着陸料及び停留料の支払いについての指示に関する事務を鳥取空港管理事務所長の委任決裁事項とすることとした。
- 2 医療法に基づく知事の権限に属する事務のうち、地域医療支援病院の開設の認可等を福祉保健部長等の専決事項とすることとした。
- 3 中小企業団体の組織に関する法律及び中小企業等協同組合法に基づく知事の権限に属する事務のうち、組合員以外の者が組合の財産を利用することの認可等を商工労働部長の専決事項とすることとした。
- 4 鳥取県産業技術センター手数料徴収条例施行規則に基づく知事の権限に属する事務のうち、検査手数料等の減免等の事務を産業技術センター所長の委任決裁事項とすることとした。
- 5 家畜伝染病予防法に基づく知事の権限に属する事務のうち、家畜の伝染病が発生した場合の届出の受理等を家畜保健衛生所長等の委任決裁事項等とすることとした。
- 6 河川法に基づく知事の権限に属する事務のうち、河川立体区域の指定等を土木部長等の専決事項とすることとした。
- 7 理容師法及び美容師法に基づく理容師及び美容師の免許に係る事務を削除する等所要の規定の整備を行うこととした。
- 三 法令の廃止に伴う改正
 - 蚕糸業法等の廃止に伴い所要の規定の整備をすることとした。
- 四 地方機関の長への事務の委任に伴う改正
 - 建設省所管国有財産取扱規則に基づく知事の権限に属する事務のうち、面積が一万平方メートル以下の国有財産の用途廃止に伴う寄附の受納等を土木事務所長の委任決裁事項とすることとした。
- 五 組織改正等に伴う改正
 - 1 行政書士関係業務を市町村振興課から総務課へ移管することに伴い所要の規定の整備をすることとした。

2 西部地区の旅券業務の窓口が西部県税事務所から米子コンベンションセンターに移ることに伴い所要の規定の整備をすることとした。

3 中小企業の指導関係業務を経営流通課から商政課へ移管することに伴い所要の規定の整備をすることとした。

六 その他
 所要の規定の整備を行うこととした。

七 施行期日
 この規則は、平成十年四月一日から施行することとした。ただし、一の2及び五の2は同月二十九日から、一の3は同年五月十五日から施行することとした。

規 則

鳥取県事務処理権限規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十年三月三十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県規則第二十九号

鳥取県事務処理権限規則の一部を改正する規則

鳥取県事務処理権限規則（平成八年四月鳥取県規則第三十二号）の一部を次のように改正する。

第二条第十四号中「人権施策推進室」の下に、「環境計画室」を加える。
 別表第二総務課の項第一号の次に次の一号を加える。

行政書士法（昭和26年法律第4号）に基づく知事の権限に属する事務	1 同法第4条第3項の規定により知事の権限に属するものとされた同条第1項の規定による行政書士試験の施行	○				
	2 同法第13条第1項の規定による行政書士の事務所の立入検査	○				
	3 同法第14条第1項の規定による行政書士が法律に違反した場合等における業務の停止又は業務の禁止	○				
	4 同法第16条の2の規定による行政書士の会則の制定又は変更の認可	○				
	5 同法第18条の6の規定による行政書士会に対する報告の要求又は業務についての勸告	○				

別表第二職員課の項第二十九号一中「通信教育研修の補助金」を「通信教育研修及び英語検定等の補助金等」に改め、「同表総務課の項中第十号を第十一号とし、同項第九号一中「消費課費与税、」を削り、「同項中同号を第十号とし、第八号の次に次の一号を加える。」

九 輸入促進地域における不動産取得税の不均一課税に関する条例（平成9年10月鳥取県条例第21号）に基づく	1 すべての事務					○ 県税事務所長

<p>る基準を定める省令(昭和38年通商産業省令第123号)に基づく知事の権限に属する事務</p>	<p>3 同令第6条の規定による診断の実施 (一) 米子市、境港市、西伯郡及び日野郡の区域に係るもの (二) (一)以外の区域に係るもの</p>	<p><input type="checkbox"/></p>	<p>○ 米子商工 労政事務 所長</p>
	<p>4 同令第7条の規定による診断報告書の交付 (一) 米子市、境港市、西伯郡及び日野郡の区域に係るもの (二) (一)以外の区域に係るもの</p>	<p><input type="checkbox"/></p>	<p>○ 米子商工 労政事務 所長</p>
	<p>5 同令第9条の規定による診断報告書の内容の実施等に関する指導 (一) 米子市、境港市、西伯郡及び日野郡の区域に係るもの (二) (一)以外の区域に係るもの</p>	<p><input type="checkbox"/></p>	<p>○ 米子商工 労政事務 所長</p>
	<p>6 同令第11条第1項から第3項までの規定による研修の基準に基づく経営管理に関する研修の実施 7 同令第12条第1項から第3項までの規定による研修の基準に基づく技術に関する研修の実施</p>	<p><input type="checkbox"/></p>	
<p>十七 中小企業近代化促進法施行規則(昭和38年大蔵省・厚生省・農林省</p>	<p>1 同令第1条第1項の規定による特定商工組合等が主務大臣に対して行う構造改善計画の承認の申請書の送達</p>	<p><input type="checkbox"/></p>	

<p>・通商産業省・運輸省・建設省令第1号)に基づく知事の権限に属する事務</p>	<p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p>
---	---

別表第二(建設省通商課の項)第十二号から第十四号までを削り、第十五号を第十二号とし、第十六号から第二十号までを三宮まで繰り上げ、同表工業振興課の項第五号及び第十六号を次のように定める。

<p>五 鳥取県産業技術センター</p>	<p>1 同条例第3条の規定による手数料の減免</p>	<p>○ 産業技術 センター 所長</p>
<p>手数料徴収条例(昭和30年3月鳥取県条例第9号)に基づく知事の権限に属する事務</p>	<p>2 同条例別表の規定による手数料の額の決定</p>	<p>○ 産業技術 センター 所長</p>
<p>六 鳥取県産業技術センター手数料徴</p>	<p>1 すべての事務</p>	<p>○ 産業技術 センター 所長</p>

収条例施行規則（昭和31年8月鳥取県規則第58号）に基づく知事の権限に属する事務									
--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

別表第二観光課の項に次の二号を加える。

五 鳥取県立米子コンベンションセンターの設置及び管理に関する条例（平成9年6月鳥取県条例第16号）に基づく知事の権限に属する事務	1 同条例第3条の規定による利用の許可	<input type="checkbox"/>				
	2 同条例第4条第2項の規定による入館の拒否及び退去の命令	<input type="checkbox"/>				
	3 同条例第5条の規定による必要な措置の命令	<input type="checkbox"/>				
	4 同条例第6条の規定による利用の許可の取消し	<input type="checkbox"/>				
六 鳥取県立夢みなとタワー	1 同条例第3条第2項の規定による入館の拒否及び退去の命令	<input type="checkbox"/>				
	2 同条例第4条の規定による必要な措置の	<input type="checkbox"/>				

の設置及び管理に関する条例（平成9年12月鳥取県条例第25号）に基づく知事の権限に属する事務	命令						
3 同条例第5条の規定による利用の許可		<input type="checkbox"/>					
	4 同条例第6条の規定による利用の許可の取消し	<input type="checkbox"/>					

別表第二農産園芸課の項中第七号から第十二号までを削り、第十三号を第七号とし、第十四号から第十六号までを六号ずつ繰り上げ、同表畜産課の項第六号一中「第4条第3項」を「第4条第1項」とし、「市町村長からの報告」と「届出伝染病にかかった家畜等の届出」を「報告」と「報告」を次のように改める。

2 同法第4条第3項の規定による届出伝染病に係る市町村長への通報及び農林水産大臣への報告	<input type="checkbox"/>					
--	--------------------------	--	--	--	--	--

別表第二畜産課の項第六号中17を34とし、16を31とし、31の次に次のように加える。

32 同法第52条の規定による動物所有者等からの報告の徴収				<input type="checkbox"/>	家畜保健衛生所長
33 同法第53条の規定による家畜防疫員の任命	<input type="checkbox"/>				

別表第二健康課の項第六号11から15までを削り、同号10中「ひな口衛」を「家きんサレネネラ感染症」に改め、同号中10を19とし、19の次に次のように加える。

20 同法第20条第1項の規定による病性鑑定のための検査等の実施	<input type="checkbox"/>				
----------------------------------	--------------------------	--	--	--	--

21	同法第21条第1項の規定による畜患又は疑似畜患の死体の焼却等の義務の免除の許可					○	家畜保健衛生所長
22	同法第24条ただし書の規定による畜患等の死体を埋却した土地の発掘の禁止の免除の許可					○	家畜保健衛生所長
23	同法第29条の規定による家畜伝染病のまん延を防止するための消毒方法等を実施すべき旨の命令					○	家畜保健衛生所長
24	同法第30条第1項の規定による家畜伝染病のまん延を防止するための検査等の実施					○	家畜保健衛生所長
25	同法第32条第1項の規定による家畜伝染病のまん延防止のための家畜の移動等の禁止又は制限					○	
26	同法第33条の規定による家畜伝染病のまん延防止のための家畜を集合させる催物又はと畜場等の事業の停止又は制限					○	
27	同法第34条の規定による家畜伝染病のまん延防止のための家畜の放牧等の制限					○	
28	同法第35条の規定による家畜伝染病のまん延防止のためにとつた措置の実施状況等の農林水産大臣への報告及び関係都道府県知事への通報					○	
29	同法第48条の規定による家畜伝染病のまん延等の防止のための農林水産大臣への協力の要請					○	
30	同法第48条の2第1項の規定による家畜伝染病の発生予防のための他の都道府県知事に対する家畜防疫員の派遣の要請					○	

同法第21条第1項の規定による畜患又は疑似畜患の死体の焼却等の義務の免除の許可、同法第24条ただし書の規定による畜患等の死体を埋却した土地の発掘の禁止の免除の許可、同法第29条の規定による家畜伝染病のまん延を防止するための消毒方法等を実施すべき旨の命令、同法第30条第1項の規定による家畜伝染病のまん延を防止するための検査等の実施、同法第32条第1項の規定による家畜伝染病のまん延防止のための家畜の移動等の禁止又は制限、同法第33条の規定による家畜伝染病のまん延防止のための家畜を集合させる催物又はと畜場等の事業の停止又は制限、同法第34条の規定による家畜伝染病のまん延防止のための家畜の放牧等の制限、同法第35条の規定による家畜伝染病のまん延防止のためにとつた措置の実施状況等の農林水産大臣への報告及び関係都道府県知事への通報、同法第48条の規定による家畜伝染病のまん延等の防止のための農林水産大臣への協力の要請、同法第48条の2第1項の規定による家畜伝染病の発生予防のための他の都道府県知事に対する家畜防疫員の派遣の要請

12	同法第7条（同法第30条第2項において準用する場合を含む。）の規定による検査等を受けた家畜に標識を付させる旨の命令						○	家畜保健衛生所長
----	---	--	--	--	--	--	---	----------

同法第7条（同法第30条第2項において準用する場合を含む。）の規定による検査等を受けた家畜に標識を付させる旨の命令

3	同法第4条の2第1項の規定による新疾病にかかった家畜等の届出の受理						○	家畜保健衛生所長
4	同法第4条の2第3項の規定による新疾病にかかった家畜等の所有者に対する検査を受けるべき旨の命令						○	家畜保健衛生所長
5	同法第4条の2第4項の規定による新疾病に係る農林水産大臣への報告及び市町村長への通報						○	
6	同法第4条の2第5項の規定による新疾病にかかった家畜等の所有者に対する検査を受けるべき旨の命令						○	
7	同法第5条第1項の規定による監視伝染							

病の発生の状況等を把握するための検査を受けるべき旨の命令 (一) 当該命令を受ける者が11人以上の場合 (二) 当該命令を受ける者が10人以下の場合							○ 家畜保健衛生所長
8 同法第5条第3項の規定による検査の結果の農林水産大臣への報告			○				
9 同法第5条第5項の規定による監視伝染病の発生の予防に必要な助言及び指導						○	家畜保健衛生所長
10 同法第5条第6項の規定による監視伝染病の発生の予防のための農林水産大臣又は関係都道府県知事に対する措置の要請			○				

別表第二管理課の項第九号の次に次のように加える。

七 家畜伝染病予防法施行令(昭和28年政令第235号)に基づく知事の権限に属する事務	1 同令第2条の規定による通行がしや断されるべき場所を管轄する警察署長への通報又は市町村長からのその旨の報告の受理						○ 家畜保健衛生所長
--	---	--	--	--	--	--	---------------

別表第二管理課の項第十号の次に「県行造林事業」の次に「及び県有林事業に係る林道、作業道の事務」や「建設大臣への土地等」や「建設大臣への法定外公共用財産(建設省所管国有財産のうち、河川法(昭和39年法律第167号)、道路法(昭和27年法律第180号)その他の公共物の管理に関する特別の法律の適用のない公共物の用に供されているものに限る。九において同じ。)」に、「及び土

地等」や「及び法定外公共用財産」に「及び」を挿入し「土地等の寄附の受納の承認の申請及び土地等の寄附の受納」や「法定外公共用財産とする目的である寄附の受納の承認の申請」に「及び」を挿入し「同条の次に次のように加える。」

2の2 同令第8条の規定による法定外公共用財産とする目的である寄附の受納 (一) 面積が1万平方メートルを超える法定外公共用財産の用途の廃止に伴うもの (二) 面積が1万平方メートルを超えない法定外公共用財産の用途の廃止に伴うもの							○ 土木事務所長
---	--	--	--	--	--	--	-------------

別表第二管理課の項第九号の次に「国有財産の所管換」や「法定外公共用財産の所管換の承認」に「及び」を挿入し「国有財産」や「法定外公共用財産」に「及び」を挿入し「同条の次に次のように加える。」

5 同令第17条第1項の規定による法定外公共用財産の用途の廃止 (一) 面積が1万平方メートルを超えるもの (二) 面積が1万平方メートルを超えないもの							○ 土木事務所長
6 同令第17条第2項の規定による建設大臣への法定外公共用財産の用途の廃止の承認の申請			○				

別表第二管理課の項第九号の次に次のように加える。

6の2 同令第18条の規定による普通財産の財務局長への引継 (一) 法定外公共用財産を除く行政財産の用途の廃止によって生じたもの又は法定外公共用財産の用途の廃止によって生じた普通財産の引継のうち面積が1万平方メー							○
---	--	--	--	--	--	--	---

40の4 同法第58条の4第1項の規定による河川保全立体区域における土地の掘削等の許可									
40の5 同法第58条の5第1項の規定による河川予定立体区域の指定			○						
40の6 同法第58条の6第1項の規定による河川予定立体区域における土地の掘削等の許可			○						

別表第二河川課の項第二号1の次に次のように加える。

1の2 同令第16条の4第1項第3号の規定による河川管理施設を保全するため必要があると認める河川区域内の土地の区域等の指定			○						
---	--	--	---	--	--	--	--	--	--

別表第二河川課の項第三号1を次のように改める。

1 同規則第5条の規定による流水占有料等の減免								○土木事務所長
(一) 河川課の項の1の14の(一)、15の(一)又は16により許可した者に係るもの								
(二) (一)以外のもの			○					

- 別表第二建築課の項第一号2 (2)イ、3 (2)イ、4、5 (1)、6、7及び9 (一)並びに第二号2 (3)1、3 (1)、4 (1)、5、6、9、11、12 (1)、13 (2)イ、15 (2)イ、16 (2)イ、17 (2)イ、18 (2)イ、24、30 (1)、31 (1)、32 (1)、33 (1)、34 (1)及び36 (1)中「必要とする工事」の次に「又は宮糺費に係る本庁舎及び議公棟の工事」を加える。

附則

この規則は、平成十年四月一日から施行する。ただし、別表第二国際課の項の改正規定(同項第三号1中「申請者出頭免除申出書」を「親族又は指定した者を通ずる申請書

「滋養補正母味噌」に改める部分を除く。)及び同表観光課の項に第五号を加える改正規定は同月二十九日から、同項に第六号を加える改正規定は同年五月十五日から施行する。